

労働関係助成金等

労働関係助成金等整理表

対象者	項目	雇用支援		再就職支援
		一 般	特定分野	一 般
一般		1. 専門人材確保推進事業費補助金 3. 雇用調整助成金 18. 人材確保等支援助成金 (人事評価改善等助成コース) 29. 中途採用等支援助成金 (中途採用拡大コース・UIJ ターンコース) 32. 多様な人材の活躍を目的とした 支援パッケージ	4. 人材確保等支援助成 金 (中小企業団体助 成コース) 6. IT人材確保促進支援 補助金 (インター ネット求人広告掲 載、求人及び求職イ ベント出展支援)	
建設事業主等				
解雇、倒産等で 失業を余儀なく された労働者等	16. 労働移動支援助成金			16. 労働移動支援助成金
母子家庭の母等	5. 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース・生涯現役 コース・被災者雇用開発コース・ 生活保護受給者等雇用開発コース) 11. トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース)			
障がい者	2. 島根県特例子会社等設立支援 事業助成金 5. 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース・生涯現役 コース・被災者雇用開発コース・ 生活保護受給者等雇用開発コース) 7. 障害者作業施設設置等助成金 10. 障害者職場実習支援事業 12. トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース) 19. 特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患 者雇用開発コース) 20. 障害者雇用安定助成金 21. 特定求職者雇用開発助成金 (障害者初回雇用コース)			
若年者等	11. トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース) 13. トライアル雇用補助金 (若年・女性建設労働者トラ イアルコース)			
中高年齢者	5. 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース・生涯現役 コース・被災者雇用開発コース・ 生活保護受給者等雇用開発コース) 11. トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース) 14. 65歳超雇用推進助成金 29. 中途採用等支援助成金 (生涯現役起業支援コース)			
過疎地域	15. 地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)			
その他	17. キャリアアップ助成金			

※事業の番号は掲載順である。

再就職支援 特定分野	能力開発	環境整備
6. IT人材確保促進支援補助金 (インターネット求人広告掲載、求人及び求職イベント出展支援)	23. 人材開発支援助成金	18. 人材確保等支援助成金 (雇用管理制度助成コース・介護福祉機器助成コース・介護・保育労働者雇用管理制度助成コース・設備改善等支援コース・働き方改革支援コース・外国人労働者就労環境整備助成コース) 22. 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金) 25. 両立支援等助成金 27. 出産後職場復帰促進奨励金 (中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業) 30. 受動喫煙防止対策助成金 31. 働き方改革推進支援助成金 32. 多様な人材の活躍を目的とした支援パッケージ 33. しまね女性の活躍環境整備支援事業費補助金
	16. 労働移動支援助成金	
		8. 障害者介助等助成金 9. 重度障害者等通勤対策助成金
		14. 65歳超雇用推進助成金
	24. 伝統工芸雇用就業資金貸付金	26. しまねまごころバンクドナー休暇制度導入促進助成金

専門的・技術的人材を確保するために

専門人材確保推進事業費補助金

●事業内容

プロフェッショナル人材戦略拠点の人材マッチングを通じ、県内の中小企業等で必要とされる専門人材^{*}をUIJターンで雇用する場合、あるいは副業・兼業の形態で確保する場合の対象経費を支援します。

※専門人材とは、雇用・活用される企業等で必要とされる分野において、当分野での実務経験を概ね3年以上有し、事業創出力強化等に寄与すると認められる者。

- ◆補助対象事業者の役員の3親等以内の親族を除きます。
- ◆専門人材を雇用する場合は、年間換算給与額（割増賃金の基礎となる賃金の部分）又は役員報酬額が原則300万円以上。
- ◆職務経歴・経験・県内企業等において担う役割などから、補助対象となるか否かを判断します。

●補助対象事業者

島根県内に事業所を有する中小企業事業主

●補助内容

島根県プロフェッショナル人材戦略拠点の支援を通じてマッチングした以下の対象経費。

対象経費	補助率	限度額
【専門人材を雇用する場合】 補助対象事業者が、県外の専門人材を雇用するために有料職業紹介事業者に支払った人材紹介手数料（成功報酬部分）。	1 / 2	130万円
【専門人材を副業・兼業の形態で活用する場合】 補助対象事業者が、副業・兼業の形態で県外の専門人材を活用するために支払った、当該人材の県内就業地までの移動に要する経費（交通費・宿泊費）。 但し1回の往復移動に係る交通費の実費負担が1万円未満の場合は補助対象外とする。	1 / 2	20万円 ※5回の往復以内

※補助金の交付決定日以降、令和3年2月26日までに支出したものに限り。

●申請締切

募集は随時行いますが、本年度は令和3年2月15日までに申請をしてください。

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団
島根県プロフェッショナル人材戦略拠点
TEL 0852-60-5104
E-mail pf@joho-shimane.or.jp
URL <https://www.joho-shimane.or.jp/purpose/human/236>

障がい者雇用の拡大のために

島根県特例子会社等設立支援事業助成金

●対象者

県内で特例子会社^{※1}の認定を受けた者又は重度障害者多数雇用事業所^{※2}の設置を完了し操業を開始した者

※1 特例子会社

事業主が障がい者の雇用に特別の配慮をして設立した子会社で、一定の要件を満たし、国の認定を受けたものをいいます。特例子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、障がい者実雇用率を算定することができます。

※2 重度障害者多数雇用事業所

現に雇用している重度障がい者等（重度身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者）の数が10人以上であり、かつ、当該重度障がい者等である労働者の数の現に雇用している労働者の数のうちに占める割合が20%以上である事業所をいいます。

●対象経費

設立プラン策定に要する経費、先進企業の視察に要する経費、株式会社設立に要する経費、障がい者である従業員の採用に係る経費など

●助成率

2／3以内

●助成限度額

300万円

お問い合わせ

島根県商工労働部 雇用政策課 多様な就業推進室
多様な就業支援グループ

TEL 0852-22-5309 FAX 0852-22-6150

E-mail koyo-seisaku@pref.shimane.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/tayo-syugyo/>

雇用の維持を図るために

雇用調整助成金

●対象者

- 1 労使間の協定に基づいて休業等（休業又は教育訓練）又は出向を行った雇用保険の適用事業の事業主で、売上高又は生産量等の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ10%以上減少していること。
- 2 雇用保険被保険者等の雇用量を示す指標の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ5%を超えかつ6名以上（中小企業は10%を超えかつ4名以上）増加していないこと。
- 3 過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して1年を超えていること。

●事業内容

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等（休業又は教育訓練）又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的としています。

●助成内容

- 1 休業等（休業・教育訓練）の場合
休業手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の $1/2$ （中小企業は $2/3$ ）。ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額が限度となります。
教育訓練を実施した場合は、訓練経費として1人1日当たり、1,200円を加算。
ただし、教育訓練受講日に対象被保険者を業務に就かせるものは、助成対象外となります。
- 2 出向の場合
出向元事業主の負担額の $1/2$ （中小企業は $2/3$ ）。ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額に $330/365$ を乗じて得た額が限度となります。

●その他

休業等又は出向を開始する日の2週間前までに、実施計画届を提出してください。

※新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置については別途お問い合わせください。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 助成金相談センター

TEL 0852-20-7029 FAX 0852-27-8525

雇用・人材

F - 04

中小企業者を構成員とする事業協同組合等の皆さまへ

人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）

中小企業者を構成員とする事業協同組合等が、傘下の事業者の人材確保や従業員の職場定着を支援するために一定の事業（中小企業労働環境向上事業）を行った場合、それに要した費用の3分の2を助成します。

なお、助成金制度の活用に当たっては、中小企業労働法に基づく「改善計画」を作成し、知事の認定を受ける必要があります。

●事業実施期間

原則1年間（前期6か月・後期6か月）

改善計画の計画期間の範囲内であれば、1年間の延長の申請を行うことができます。

●助成対象費用

認定組合等の規模に応じて、1年あたりの限度額があります。

- 1 大規模認定組合等（構成中小企業者数が500以上）
1,000万円
- 2 中規模認定組合等（構成中小企業者数が100以上500未満）
800万円
- 3 小規模認定組合等（構成中小企業者数が100未満）
600万円

金融制度

相談窓口・情報提供

専門家派遣

イベント・展示会等

商工関係補助金等

労働関係助成金等

その他補助金等

研修・セミナー等

その他支援事業

お問い合わせ

〔助成金の申請窓口〕

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

〔改善計画の申請窓口〕

島根県商工労働部 雇用政策課 労働福祉グループ

TEL 0852-22-5297

E-mail koyo-seisaku@pref.shimane.lg.jp

高齢者や障がい者などの就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るために

特定求職者雇用開発助成金

（ 特定就職困難者コース・生涯現役コース・
被災者雇用開発コース・生活保護受給者等雇用開発コース ）

1 特定就職困難者コース

●対象者

公共職業安定所、地方運輸局、職業紹介事業者（以下「公共職業安定所等」という。）の紹介により、特定就職困難者を雇い入れた雇用保険の適用事業の事業主

●事業内容

特定就職困難者を継続して雇用すること（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう。）が確実であると認められる事業主に対して、賃金相当額の一部を助成します。

※有期雇用契約において、勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は、継続して雇用することが確実であると認められず、支給対象となりません。

●助成内容

対 象 労 働 者		助成対象期間	支 給 額
短 時 以 外 労 働 者	高齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	1年 （1年）	60万円 （50万円）
	（重度障がい者等を除く）身体・知的障がい者	2年 （1年）	120万円 （50万円）
	重度障がい者等（重度障がい者、45歳以上の障がい者、精神障がい者）	3年 （1年6か月）	240万円 （100万円）
労 働 時 間	高齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	1年 （1年）	40万円 （30万円）
	身体・知的・精神障がい者	2年 （1年）	80万円 （30万円）

（ ）は中小企業事業主以外に対する助成対象期間及び支給額です。

「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。

●その他

特定就職困難者とは、

60歳以上の者、障がい者、母子家庭の母等の就職が特に困難な者（65歳未満の者に限る。重度障がい者等以外の者は在職者を除く。）をいいます。

2 生涯現役コース

●対象者

公共職業安定所等の紹介により、65歳以上の離職者を雇い入れた雇用保険の適用事業の事業主

●事業内容

雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を公共職業安定所等の紹介により、一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れた事業主（1年以上継続して雇用することが確実な場合に限る。）に対して、賃金相当額の一部を助成します。

●助成内容

対象労働者の一週間の所定労働時間	助成対象期間	支給額
30時間以上（短時間労働者以外）	1年	70万円（60万円）
20時間以上30時間未満（短時間労働者）	1年	50万円（40万円）

（ ）内は中小企業事業主以外に対する支給額です。

●その他

「65歳以上の離職者」の要件とは、

- ①雇入れ日現在において満65歳以上の者であること
- ②紹介を受けた日に、雇用保険被保険者でない者（失業等の状態にある者）

3 被災者雇用開発コース

●対象者

公共職業安定所等の紹介により、東日本大震災による被災離職者または被災地求職者を雇い入れた雇用保険の適用事業の事業主

●事業内容

被災離職者、被災地求職者を一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れた事業主（1年以上継続して雇用することが見込まれる場合に限る。）に対して、賃金相当額の一部を助成します。

●助成内容

対象労働者の一週間の所定労働時間	助成対象期間	支給額
30時間以上（短時間労働者以外）	1年	60万円（50万円）
20時間以上30時間未満（短時間労働者）	1年	40万円（30万円）

（ ）内は中小企業事業主以外に対する支給額です。

●その他

「被災離職者」及び「被災地求職者」とは、震災発生時に原発事故に伴う警戒区域・計画的避難区域等に居住していた者であって、離職後または震災後、安定した職業についていない者をいいます。

4 生活保護受給者等雇用開発コース

●対象者

地方公共団体から公共職業安定所に対し就労支援の要請があった生活保護受給者や生活困窮者を、公共職業安定所等の紹介により、雇い入れた雇用保険の適用事業の事業主。

●事業内容

生活保護受給者や生活困窮者を継続して雇用すること（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう。）が確実であると認められる事業主に対して、賃金相当額の一部を助成します。

※有期雇用契約において、勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は、継続して雇用することが確実であると認められず、支給対象となりません。

●助成内容

対象労働者の一週間の所定労働時間	助成対象期間	支給額
30時間以上（短時間労働者以外）	1年	60万円（50万円）
20時間以上30時間未満（短時間労働者）	1年	40万円（30万円）

（ ）内は中小企業事業主以外に対する支給額です。

●その他

生活保護受給者とは、現に生活保護を受給中の方であって、生活保護の申請段階の方や過去に生活保護を受給していた方は含みません。

生活困窮者とは、地方公共団体が自立支援計画の作成を行った方で計画に記載された目標達成時期が到達していない方に限ります。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 助成金相談センター
TEL 0852-20-7029 FAX 0852-27-8525

即戦力となるIT人材の確保

IT人材確保促進支援補助金 (インターネット求人広告掲載、求人及び求職イベント出展支援)

●事業内容

既戦力となる県外に居住するIT人材の採用（求人内容が県内勤務に限る。）を目的として利用する以下のサービスに係る経費を支援します。

●対象経費

下記の職業紹介事業者が提供する次のサービスに係る経費（ただし、他の補助金等の交付を受ける事業は除く）

- (1) インターネットによる求人情報及び求職者情報提供サービスの利用料
（一般紹介（登録）型のサービスに限る）
- (2) 求人・求職イベントへの出展料

●対象となるIT企業等

- (1) 対象となる県内IT企業

県内に事業所（本社、支社又は開発拠点）を有し、ソフトウェア開発を業とする企業

- (2) 対象となる職業紹介事業者

以下の条件を全て満たす者であること

ア 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の許可を受けた者

イ インターネットによる一般紹介（登録）型（企業と就職希望者それぞれからの求人及び求職に基づき職業紹介事業者が求人及び求職条件が一致する組み合わせを仲介する職業紹介をいう。）の人材あっせん業務を行う又は合同企業説明会等の求人・求職イベントを開催する者。

ウ 上記イの業務を全国規模で行っており、県内での職業紹介実績がある者又は県内への職業紹介実績が見込まれる者

- (3) 対象となるIT人材

ソフトウェア開発について専門的な知識又は技術を有する者

●補助率等

- (1) 対象経費 400万円以下
- (2) 補助率 対象経費の1／2以内（補助上限額200万円）
- (3) 補助期間 令和2年度（単年度）

お問い合わせ

島根県商工労働部 産業振興課 情報産業振興室

TEL 0852-22-5620 FAX 0852-22-5638

障がい者の雇い入れに

障害者作業施設設置等助成金

●事業内容

障がい者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、その障がい者が障がい克服し作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設、就労を容易にするためのトイレ、スロープ等の附帯施設又は改造等がなされた作業設備の整備等を行う場合にその費用の一部を助成するものです。

●助成金内容

1. 第1種障害者作業施設設置等（設置・整備）

助成率：2／3

支給限度額：対象障がい者1人につき450万円（設備は150万円（中途障がい者の場合は450万円）ただし、同一事業所につき同一年度当たり4,500万円）

※短時間支給対象障がい者（重度身体障がい者、重度知的障がい者または精神障がい者を除く）はそれぞれの半額

2. 第2種障害者作業施設設置等（賃借）

助成率：2／3

支給限度額：対象障がい者1人につき月13万円（設備は5万円（中途障がい者の場合は13万円））

支給期間：3年

※短時間支給対象障がい者（重度身体障がい者、重度知的障がい者または精神障がい者を除く）はそれぞれの半額

※助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。

お問い合わせ

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課
TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678

障がい者の雇い入れに

障害者介助等助成金

●事業内容

重度身体障がい者又は就職が特に困難と認められる身体障がい者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障がいの種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

●助成金内容

1. 職場介助者の配置又は委嘱

助成率：3／4

支給限度額：配置 1人月15万円

委嘱 1回1万円

(年150万円まで、事務的業務以外年24万円まで)

支給期間：10年

2. 職場介助者の配置又は委嘱の継続措置

助成率：2／3

支給限度額：配置 1人月13万円

委嘱 1回9千円

(年135万円まで、事務的業務以外年22万円まで)

支給期間：5年

3. 手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱

助成率：3／4

支給限度額：委嘱 1回6千円

(障がい者9人までの場合年28万8千円まで、10人以上の場合は、10人ごとに28万8千円を加算した額以下)

支給期間：10年

4. 障害者相談窓口担当者の配置

新たに障がい者相談窓口担当者を「増配置」

支給限度額：①専従の場合（2名まで）1名につき月額8万円

②兼任の場合（5名まで）1名につき月額1万円

(中小企業：最大12ヵ月、その他：最大6ヵ月)

支給回数：1回

障がい者相談窓口担当者が研修を受講

支給限度額：研修等の受講費の3分の2（最大20万円）

1名につき時間額700円（上限月10時間かつ10名まで）

支給回数：1回

相談業務等を専門機関に委託

支給限度額：委嘱経費として支払った額の3分の2

(上限月額10万円かつ最大6ヵ月)

支給回数：1回

※助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。

お問い合わせ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課

TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678

障がい者の雇い入れに

重度障害者等通勤対策助成金

●事業内容

重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者又は通勤が特に困難と認められる身体障がい者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主、またはこれらの重度障がい者等を雇用している事業主が加入している事業主団体が、これらの者の通勤を容易にするための措置を行う場合にその費用の一部を助成するものです。

●助成金内容

1. 住宅の賃借

助成率：3／4

支給限度額：世帯用月10万円単身者用月6万円

支給期間：10年

2. 指導員の配置

支給対象となる障がい者を5人以上雇い入れるか継続して雇用する事業主。

助成率：3／4

支給限度額：配置1人につき月15万円

支給期間：10年

3. 住宅手当の支払

助成率：3／4

支給限度額：対象障がい者1人につき月6万円

支給期間：10年

4. 通勤用バスの購入

支給対象となる障がい者を5人以上雇い入れるか継続して雇用する事業主。

助成率：3／4

支給限度額：1台700万円

5. 通勤用バス運転従事者の委嘱

支給対象となる障がい者を5人以上雇い入れるか継続して雇用する事業主。

助成率：3／4

支給限度額：委嘱1回6千円

支給期間：10年

6. 通勤援助者の委嘱

助成率：3／4

支給限度額：委嘱費は委嘱1回につき2千円交通費は1つの受給資格認定につき3万円

支給期間：1ヵ月間

7. 駐車場の賃借

助成率：3／4

支給限度額：対象障がい者1人につき月5万円

支給期間：10年

8. 通勤用自動車の購入

助成率：3／4

支給限度額：1台150万円(1級又は2級の両上肢障がい1台250万円)

※助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。

お問い合わせ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課
TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678

障がい者を雇用したことがない事業主、精神障がい者を雇用したことがない事業主のために

障害者職場実習支援事業

障がい者を雇用したことがない事業主、精神障がい者を雇用したことがない事業主が 障がい者の受入を進めるため、就職を目指す障がい者を対象として職場実習を計画し、実習生を受入れた場合に、職場実習受入謝金等を支給します。

対象となる障がい者	対象となる措置	支給額	支給回数
①過去3年間、障がい者の雇用実績がない事業主の場合 ・身体障がい者 ・知的障がい者 ・精神障がい者 ②過去3年間、精神障がい者の雇用実績がない事業主の場合 ・精神障がい者 (注) 同時期に実施できる実習対象者は、実習を指導する者1名につき3名まで	職場実習の受入 ・実習期間 1週間～1ヵ月 (5～20日間程度) ・1日当たりの実習時間 3時間程度～	職場実習受入謝金 実習対象者1名につき 1日 5,000円 限度額 同一年度で50万円	同一年度 2回まで
	実習指導員(※)の委嘱 (※) 実習指導員の要件 ・職場適応援助者養成研修修了者で、障がい者に対する就労支援の経験が1年以上ある方 ・障がい者の対する就労支援や雇用管理の経験が3年以上ある方	実習指導員への謝金 1日 16,000円 〔1日の支援時間が 4時間未満の場合 8,000円〕	

※謝金等を受給するためには、定められた要件を満たす必要があります。

お問い合わせ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課
 TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678

トライアル雇用は求人者と求職者の相互理解を促進します

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

●対象者

事前にトライアル雇用求人を経営安定所等に提出し、次のいずれかの要件を満たし、かつ、紹介日にトライアル雇用を希望している者を、公共職業安定所等の紹介により試行的に雇用する雇用保険の適用事業主。

- ①紹介日前2年以内に、2回以上離職または転職を繰り返している者
- ②紹介日前において離職している期間が1年を超えている者
- ③妊娠、出産または育児を理由として離職した者であって、紹介日前において安定した職業に就いていない期間（離職前の期間は含めない。）が1年を超えている者
- ④紹介日において、55歳未満かつ安定した職業に就いていない者であって、公共職業安定所等においてマンツーマンによる担当者制等の個別支援等を受けている者
- ⑤就職支援を行うにあたって、特別の配慮を要する者（母子家庭の母等、父子家庭の父、生活保護受給者等）

●事業内容

職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者（上記①～⑤）について、これらの者を一定期間試用雇用（原則3か月）することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進することを通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

●助成内容

支給額・・・対象労働者1人につき月額最大40,000円（最長3か月）

ただし、対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、あるいは若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の対象労働者を雇い入れた場合は、1人につき月額最大50,000円（最長3か月）

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

雇用・人材

F - 12

一定期間試用雇用することにより、求人者と求職者の相互理解を促進します

トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）

障がい者雇用に対する不安のある事業主が、職業経験、技能、知識等から就職が困難な障がい者を一定期間試用雇用することにより、事業主及び労働者の相互理解を促進すること及び障がい者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

●対象事業主

事前に障害者トライアル雇用求人書をハローワーク等に提出し、ハローワーク等の紹介によって、対象労働者を原則3か月（精神障がい者の場合は原則6か月以上12か月以内）の有期雇用で雇い入れた事業主であること。

●対象労働者

（障害者トライアルコース）

次のいずれかの要件を満たし、障害者トライアル雇用を希望した方が対象となります。

- ①紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望している方
- ②紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している方
- ③紹介日の前日時点で離職している期間が6か月を超えている方

※重度身体障がい者、重度知的障がい者、精神障がい者の方は上記①～③の要件を満たさなくても対象となります。

（障害者短時間トライアルコース）

次のいずれかの要件を満たし、障害者短時間トライアル雇用を希望した方が対象となります。

- ①精神障がい者または発達障がい者の方
- ②雇い入れ当初の1週間の所定労働時間は、10時間以上20時間未満とし、トライアル雇用期間中に週の所定労働時間20時間以上の勤務を目指す方

種 類	区 分	トライアル雇用期間等	支 給 額 ※就労日数により減額あり
障害者 トライアルコース	精神障がい者以外	原則3か月 (週20時間以上)	月額4万円 (最大3か月)
	精神障がい者	原則6か月以上 12か月以内 (週20時間以上)	1～3か月目： 月額8万円 4～6か月： 月額4万円 (最大6か月)
障害者短時間 トライアルコース	精神障がい者・発達 障がい者	原則3か月以上 12か月以内 (雇い入れ当初は、 週10時間以上20時 間未満)	月額4万円 (最大12か月)

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7021 FAX 0852-20-7025

トライアル雇用は求人者と求職者の相互理解を促進します

トライアル雇用助成金（若年・女性建設労働者トライアルコース）

中小建設事業主が若年者（35歳未満）又は女性を建設技能労働者等として一定期間試行雇用しトライアル雇用助成金（一般トライアルコース又は障害者トライアルコース）の支給決定を受けた場合に助成。

【助成額】

- ・ 1人あたり月額最大4万円（最長3か月間）

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

高年齢者の雇用推進を図るために

65歳超雇用推進助成金**(1) 65歳超継続雇用促進コース**

●助成内容

就業規則等により、次のいずれかの制度を実施した事業主に助成します。

- ①65歳以上の定年引上げ
 - ②定年の定めの廃止
 - ③66歳以上の希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入
- 1事業主あたり1回限りとなります。

●助成額

【65歳以上への定年引上げ】【定年の定めの廃止】 () は引き上げ幅

措置内容 60歳以上 被保険者	65歳まで引上げ		66歳以上に引上げ		定年の 定めの廃止
	(5歳未満)	(5歳)	(5歳未満)	(5歳以上)	
1～2人	10万円	15万円	15万円	20万円	20万円
3～9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上	30万円	150万円	35万円	160万円	160万円

【希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】 () は引き上げ幅

措置内容 60歳以上 被保険者	66歳から69歳まで		70歳以上	
	(4歳未満)	(4歳)	(5歳未満)	(5歳以上)
1～2人	5万円	10万円	10万円	15万円
3～9人	15万円	60万円	20万円	80万円
10人以上	20万円	80万円	25万円	100万円

★定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合でも、支給額はいずれが高い額のみ。

(2) 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

●助成内容

高年齢者の雇用管理制度の整備等を実施した事業主に助成します。

●高年齢者雇用管理整備措置

- ①高年齢者の職業能力を評価する仕組みと賃金・人事処遇制度の導入又は改善
- ②高年齢者の希望に応じた短時間勤務や隔日勤務制度の導入又は改善
- ③高年齢者が意欲と能力を発揮して働けるために必要な知識を付与するための研修制度の導入又は改善
- ④法定外の健康管理制度の導入など

●助成額

雇用管理制度の整備等の実施に要した経費（※）及び雇用管理整備措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費の額に、次の助成率を乗じた額

	中小企業事業主 の 助 成 率	中小企業事業主 以外の助成率
生産性要件を満たした場合	75%	60%
生産性要件を満たさなかった場合	60%	45%

（※）雇用管理制度の整備等の実施に要した経費は、雇用管理制度の導入又は見直しに必要な専門家等に対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費です。
初回に限り50万円とみなします。2回目以降の申請は、50万円を上限とする経費の実施を対象経費とします。

(3) 高齢者無期雇用転換コース

●助成内容

50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に変換させた事業主に対して、その人数に応じて助成します。（転換制度を就業規則等に規定する必要があります。）

●助成額

対象者 1 人につき48万円（中小企業以外38万円）を支給します。

生産性要件を満たしている場合には対象労働者 1 人につき60万円（中小企業以外48万円）となります。

1 支給年度 1 適用事業所あたり10人までとなります。

※助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。

お問い合わせ

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課
TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678

地域での雇用拡大に

地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)

若年層・壮年層の流出が著しい地域（過疎等雇用改善地域）又は特定有人国境離島等地域において、雇用保険の適用事業所を設置・整備し、それに伴いその地域に居住する求職者を一定の条件で雇入れた場合、設置・整備に要した費用と増加した人数に応じて、一定の金額を助成します。

なお、助成金制度の活用にあたっては、あらかじめ所定の計画書を作成し、労働局長の認定を受けることが必要です。

●主な支給要件（計画期間は最長18か月）

- 1 地域の雇用拡大のために必要な事業所の設置・整備（引渡し・納品・契約期間開始・支払いが計画期間内）が300万円以上であること。
- 2 計画期間の間に対象労働者を3人（創業の場合は2人）以上増加させること。

●助成額等

- 1 支給期間
1年ごとに最大3年間（3回）支給
- 2 1回あたりの支給額
基本額 48万円～760万円
（生産性要件を満たした場合は60万円～960万円）
（創業の要件を満たす場合は50万円～800万円）

また、1回目の支給時に限り、中小企業事業主の場合は1回目の支給額の2分の1の金額を上乗せ、創業の場合は1回目の支給額と同額を上乗せします。

●地域

- 1 県内の過疎等雇用改善地域（指定期間は令和3年3月31日まで）
海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
- 2 県内の特定有人国境離島等地域（町村名）
島後（隠岐の島町）、中ノ島（海士町）、西ノ島（西ノ島町）、知夫里島（知夫村）

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 助成金相談センター
TEL 0852-20-7029 FAX 0852-27-8525

「失業なき労働移動の」円滑化のために

労働移動支援助成金

1 再就職支援コース

●事業内容

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に対して、その再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託し、対象労働者が離職日の翌日から6か月（45歳以上は9か月）以内に再就職を実現した場合に、その支援を委託したり、求職活動のための休暇を付与する事業主に対して助成します。

●助成内容

1. 再就職支援 ※再就職実現時のみ		通常 中小企業：委託費用の1／2（45歳以上2／3） 中小企業以外：委託費用の1／4（45歳以上1／3）
		特例（※）に該当する場合 中小企業：委託費用の2／3（45歳以上4／5） 中小企業以外：委託費用の1／3（45歳以上2／5）
		（※）職業紹介事業者との間の委託契約が一定基準に合致し、かつ、対象者が実際に良質な雇用 に再就職した場合
	訓練加算	委託費用の2／3 ※再就職実現時のみ
	グループワーク	3回以上実施で1万円を上乗せ ※再就職実現時のみ
2. 休暇付与支援		中小企業：8千円／日、中小企業以外：5千円／日 ※再就職実現時のみ
3. 職業訓練実施支援		訓練実施費用の2／3 ※再就職実現時のみ

●その他

対象労働者について、「再就職援助計画」又は「求職活動支援書」の対象となっていることが必要です。

2 早期雇入れ支援コース

〔早期雇入れ支援〕

●事業内容

再就職援助計画等の対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れ、継続して雇用することが確実である事業主に対して助成しま

す。

●支給額

支給対象者1人につき30万円 優遇助成（※）に該当する場合は80万円～100万円。）

※優遇助成とは、生産性向上を図る成長企業において、事業再編等を行う事業所から離職者を雇入れた場合。

●その他

早期雇入れ支援については、対象労働者を離職の日の翌日から3か月以内に雇入れ、かつ、助成金の支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実にであると認められる場合に支給対象となります。

[人材育成支援]

●事業内容

再就職援助計画等の対象となった労働者の雇入れによる労働者の受入れを行い、その労働者に対して訓練（Off-JTのみ、又はOff-JT及びOJT）を行った事業主に対して助成します。

●助成内容

		通常助成	優遇助成 （※1）	優遇助成 （賃金上昇区分） （※2）
OJT賃金助成 （340時間を限度）		800円/時	900円/時	1,000円/時
Off-JT	賃金助成 （600時間を限度）	900円/時	1,000円/時	1,100円/時
	経費助成	上限30万円	上限40万円	上限50万円

※1 生産性向上を図る成長企業において、事業再編等を行う事業主からの離職者を雇入れた場合に支給

※2 生産性向上を図る成長企業において、事業再編等を行う事業主からの離職者を雇入れ、当該対象者の雇入れから1年後の賃金を一定程度上昇させた場合に支給

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 助成金相談センター
TEL 0852-20-7029 FAX 0852-27-8525

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップに取り組む事業主の皆さまへ

キャリアアップ助成金

「キャリアアップ助成金」が 令和2年4月1日から一部拡充されました

厚生年金保険・健康保険の適用拡大に伴って、対象となる労働者の処遇改善を行った事業主に対して支給される「キャリアアップ助成金」の以下の2コースについて、令和2年4月1日実施分から拡充しました。

短時間労働者労働時間延長コース

有期契約労働者等の週所定労働時間を延長し、社会保険を新たに適用した場合に助成（令和2年度までは、5時間未満延長でも、基本給を一定額以上昇給していれば助成対象となります。）

拡 充 経過措置の延長

< >内は生産性要件を満たした場合の額

週所定労働時間延長	中小企業	大企業
1時間以上2時間未満	45,000円 <57,000円>	34,000円 <43,000円>
2時間以上3時間未満	90,000円 <11.4万円>	68,000円 <86,000円>
3時間以上4時間未満	13.5万円 <17万円>	10.1万円 <12.8万円>
4時間以上5時間未満	18万円 <22.7万円>	13.5万円 <17万円>
5時間以上	22.5万円 <28.4万円>	16.9万円 <21.3万円>

5時間未満延長での助成金支給は、令和3年3月31日までの経過措置

支給申請上限人数 **45人**

選択的適用拡大導入時処遇改善コース

選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合に助成（本コースは令和2年度までの経過措置です。）

拡充1 保険加入と働き方の見直しを進めるための取組を行った場合の助成措置を新設

取組内容	中小企業	大企業
・外部専門家の活用 ・被用者保険の加入メリット等の説明・相談 ・保険加入や働き方の意向調査 ・労使合意 ・新規の保険加入	190,000円 <240,000円>	142,500円 <180,000円>

拡充2 従来の基本給の増額を行う場合の助成メニューについて、複数回支給を可能に、2%以上の増額も対象

拡充3 短時間労働者の生産性向上のための取組を行った場合の加算措置を新設

取組内容	中小企業	大企業
・短時間労働者等の評価・処遇制度 ・短時間労働者等に対する研修制度	100,000円	75,000円

※処遇改善前にキャリアアップ計画書の提出が必要になるなど、助成金受給に当たっては一定の条件があります。

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

各コースの助成内容

助成内容		※＜＞は生産性の向上が認められる場合の額	
		中小企業の場合	大企業の場合
正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合（1人当たり）	①有期→正規 57万円＜72万円＞	42万7,500円＜54万円＞
		②有期→無期 28万5,000円＜36万円＞	21万3,750円＜27万円＞
		③無期→正規 28万5,000円＜36万円＞	21万3,750円＜27万円＞
		※正規には「多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）」を含みます。 ※派遣労働者を派遣先で正規雇用で直接雇用する場合、 ①③：1人当たり28万5,000円＜36万円＞（大企業も同額）加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、又は若者雇用促進法に基づく認定事業主であって35歳未満の対象労働者を転換等した場合、 ①：1人当たり95,000円＜12万円＞（大企業も同額）加算、 ②③：47,500円＜60,000円＞（大企業も同額）加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ①③：1事業所当たり95,000円＜12万円＞（大企業の場合、71,250円＜90,000円＞）加算	
賃金規定等改定コース	全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定し、昇給させた場合（対象労働者数に応じて、1事業所当たり）	①全ての賃金規定等を2%以上増額改定	
		対象労働者数 1～3人	95,000円＜12万円＞
		4～6人	19万円＜24万円＞
		7～10人	28万5,000円＜36万円＞
		11～100人＊1人当たり	28,500円＜36,000円＞
		②雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定	
		対象労働者数 1～3人	47,500円＜60,000円＞
		4～6人	95,000円＜12万円＞
		7～10人	14万2,500円＜18万円＞
		11～100人＊1人当たり	14,250円＜18,000円＞
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合（1事業所当たり）	※中小企業において3%以上5%未満増額改定を行った場合、 ①：1人当たり14,250円（18,000円）加算、②：1人当たり7,600円（9,600円）加算 ※中小企業において5%以上増額改定を行った場合 ①：1人当たり23,750円（30,000円）加算、②：1人当たり12,350円（15,600円）加算 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、 1事業所当たり19万円（24万円）（大企業の場合、142,500円（18万円））加算	
		38万円＜48万円＞	
		57万円＜72万円＞	
		42万7,500円＜54万円＞	
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合（1事業所当たり）	※対象となる有期契約労働者等1人当たり 2万円＜2.4万円＞（大企業の場合、1.5万円＜1.8万円＞）加算	
		38万円＜48万円＞	
諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合（1事業所当たり）	※対象となる有期契約労働者等1人当たり 1.5万円＜1.8万円＞（大企業の場合、1.2万円＜1.4万円＞）加算 ※共通化した諸手当2つ目以降につき、1手当当たり 16万円＜19.2万円＞（大企業の場合、12万円＜14.4万円＞）加算	
		19万円（24万円）	
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	労使合意に基づく社会保険の任意適用に向けて、その雇用する有期契約労働者等について、保険加入と働き方の見直しを進めるための取組を実施し、当該措置により新たに被保険者とした場合	（1事業所当たり）	
		※賃金の増額割合に応じて、1人当たり以下の通り助成額を加算	
		2%以上3%未満	19,000円（24,000円）
		3%以上5%未満	29,000円（36,000円）
		5%以上7%未満	47,000円（6万円）
		7%以上10%未満	66,000円（83,000円）
		10%以上14%未満	94,000円（119,000円）
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合（1人当たり）	5時間以上延長	22万5,000円＜28万4,000円＞
		労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上5時間未満延長した場合でも助成※基本給を一定額以上昇給している必要があります。	16万9,000円＜21万3,000円＞
		1時間以上2時間未満	45,000円＜57,000円＞
		2時間以上3時間未満	90,000円＜11万4,000円＞
		3時間以上4時間未満	13万5,000円＜17万円＞
		4時間以上5時間未満	18万円＜22万7,000円＞

◆生産性の向上が認められる要件は、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。
◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 助成金相談センター

TEL 0852-20-7029 FAX 0852-27-8525

魅力ある職場づくりに取り組む事業主の皆さまへ

人材確保等支援助成金

雇用管理制度助成コース・介護福祉機器助成コース
介護・保育労働者雇用管理制度助成コース・人事評価改善等助成コース
設備改善等支援コース・働き方改革支援コース
外国人労働者就労環境整備助成コース

雇用管理制度や生産性の向上に資する設備等の導入など、労働者の雇用環境の整備に取り組む事業主に対して助成するもので、生産性の向上、賃金アップ、従業員の離職率の低下など、魅力ある職場の創出を目的としています。

なお、助成金制度の活用にあたっては、あらかじめ所定の計画書を作成し、労働局長の認定を受ける必要があります。

1 雇用管理制度助成コース【制度導入助成はございません】

目標達成助成：57万円（生産性要件を満たした場合は72万円）

雇用管理制度の（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度）の導入・運用によって、離職率が目標値以上低下した場合。

2 介護福祉機器助成コース【介護事業主が対象】

(1) 機器導入助成

助成対象となる介護福祉機器の導入費用の25%（上限150万円）

(2) 目標達成助成

助成対象となる介護福祉機器の導入費用の20%（上限150万円）
（生産性要件を満たした場合は35%（上限150万円））

3 介護・保育労働者雇用管理制度助成コース【介護、保育事業主が対象】

(1) 制度整備助成：50万円

労働協約又は就業規則を変更することにより、助成金の対象となる賃金制度を新たに定めるか、又は改善した場合。

(2) 目標達成助成（第1回）：57万円（生産性要件を満たした場合は72万円）

雇用管理制度の適切な運用を経て、離職率が目標値以上低下した場合。

(3) 目標達成助成（第2回）：85.5万円（生産性要件を満たした場合は108万円）

第1回時の離職率が維持され、かつ20%以下である場合。

4 人事評価改善等助成コース

(1) 制度整備助成：50万円

生産性向上に資する人事評価制度及び定期昇給等のみによらない賃金制度を整備し、賃金アップを実施した場合。

(2) 目標達成助成：80万円

制度整備に加え、3年経過後に人事評価制度等の適切な運用を経て、生産性の向上、労働者の賃金の2%のアップ、離職率の低下に関する目標のすべてを達成した場合。

5 設備改善等支援コース

A 雇用管理改善計画期間1年タイプ【対象は中小企業事業主のみ】

(1) 計画達成助成：50万円

生産性の向上に資する175万円以上1,000万円未満の設備等を導入し、かつ計画の開始から1年後に、雇用管理改善の取り組みにより賃金を2%以上アップさせた場合。

(2) 上乗せ助成：80万円

計画の開始から3年後に、引き続き生産性の向上に資する設備等を活用しており、かつ6%以上の賃金アップと、6%以上の生産性向上を達成した場合。

B 雇用管理改善計画期間3年タイプ

(1) 計画達成助成（1回目）

50万円～100万円（助成額は設備導入費用により変動）

生産性の向上に資する240万円以上（大企業は5,000万円以上）の設備等を導入し、かつ計画の開始から1年後に、雇用管理改善の取り組みにより賃金を2%以上のアップ、0%以上の生産性向上を達成した場合。

(2) 計画達成助成（2回目）

50万円～150万円（助成額は設備導入費用により変動）

計画の開始から2年後に、引き続き生産性の向上に資する設備等を活用しており、かつ4%以上の賃金アップと、2%以上の生産性向上を達成した場合。

(3) 目標達成時助成

80万円～200万円（助成額は設備導入費用により変動）

計画の開始から3年後に、引き続き生産性の向上に資する設備等を活

用しており、かつ6%以上の賃金アップと、6%以上の生産性向上を達成した場合。

6 働き方改革支援コース

働き方改革のために人材を確保することが必要な中小企業事業主が新たに労働者を雇い入れ（期間の定めなく雇用されること等）、一定の雇用管理改善を実現した場合に助成します。

なお、助成金の活用にあたっては、時間外労働等改善助成金の支給を受けていることが必要です。

また、助成金の支給を希望する事業主は、新たに労働者を雇い入れることや雇用管理改善の取組を記載した雇用管理改善計画書について労働局長の認定を受けることが必要です。

【計画達成助成】

認定を受けた雇用管理改善計画に基づき、計画開始日から起算して6か月を経過する日までの間に対象労働者を新たに雇い入れ、労働者の適切な雇用管理に努めた場合、

雇い入れた対象労働者が短時間労働者以外の場合一人当たり60万円を支給

短時間労働者の場合は一人当たり40万円を支給

※対象労働者の上限1事業主当たり10人を上限とします。

【目標達成助成】

計画達成助成の支給を受けた後、引き続き労働者の適正な雇用管理に努め、計画開始日の前日と計画開始日から起算して3年を経過する日の翌日の雇用保険被保険者数を比較して増加している場合、

対象労働者が短時間労働者以外である場合一人当たり15万円

短時間労働者の場合一人当たり10万円

7 外国人労働者就労環境整備助成コース（新設）

外国人労働者を雇用する事業主であって、外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備のために、雇用労務責任者の選任を行い、就業規則等の社内規程の多言語化に取り組んだ上で、苦情・相談体制の整備、一時帰国を希望した場合に休暇が取得できる制度の導入、社内マニュアル等の社内文書の多言語化のいずれかの措置を計画期間内（3か月～12か月）に導入・実施した事業主に助成する。

[助成額]

支給対象経費の1／2（生産性要件を満たした場合は2／3）（57万円を限度）

※計画期間終了から1年経過するまでの期間の外国人労働者（雇用保険一般被保険者）の離職率が1割以下にすること。（ただし、外国人労働者が2人以上10人以下の事業所は、対象期間内の離職者が1人であること）

※計画前1年間と比較し、計画期間終了から1年経過するまでの期間の日本人労働者（雇用保険一般被保険者）の離職率が上昇していないこと。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

雇用・人材

発達障がい者又は難治性疾患患者を雇用する企業のために

特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)

●対象事業主

公共職業安定所等の紹介により、発達障がい者又は難治性疾患患者を雇入れた雇用保険の適用事業の事業主

●事業内容

発達障がい者又は難治性疾患患者を継続して雇用すること（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう。）が確実であると認められ、対象労働者の雇用状況の報告をする事業者に対して、賃金相当額の一部を助成します。

※有期雇用契約において、勤務成績等により更新の有無を判断する場合は、継続して雇用することが確実であると認められず、支給対象となりません。

●助成内容

対象労働者	企業規模	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額		支給回数
短時間労働者以外の者	中小企業以外	1年間	第1期25万円	第2期25万円	2回
	中小企業	2年間	第1期30万円 第3期30万円	第2期30万円 第4期30万円	4回
短時間労働者	中小企業以外	1年間	第1期15万円	第2期15万円	2回
	中小企業	2年間	第1期20万円 第3期20万円	第2期20万円 第4期20万円	4回

●その他

雇用状況の報告とは、

発達障がい者については、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱える場合が多く、これらは仕事をする上で重要な能力であることから就職及び職場定着に至らない者が少なくない状況にあります。

また、難治性疾患患者は、疾患が慢性化しており十分に働くことができる場合もあるにもかかわらず、就労に当たっては様々な制限・困難に直面している状況にあります。このため、対象労働者の雇用の状況などその雇用管理に関する事項について報告することを求めています。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 助成金相談センター

TEL 0852-20-7029 FAX 0852-27-8525

障がい者の職場定着を行う事業主を支援するために

障害者雇用安定助成金

雇用する障がい者の職場定着を図るため、障がい特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫を講じる事業主、また、職場定着に困難を抱える障がい者に対して、ジョブコーチ計画に基づく支援を行う事業主に対して助成するものであり、障がい者の職場適応・職場定着及び一層の雇用促進を図ることを目的としています。

1 障害者職場定着支援コース

障がい特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置（①～⑦）を講じる事業主に対して支給。

① 柔軟な時間管理・休暇取得

通院による治療等のための有給休暇の付与、勤務時間の変更等の労働時間の調整を行う場合

支給額	支給対象期間
1人あたり8万円（中小企業以外6万円）	1年

② 短時間労働者の勤務時間延長

週所定労働時間が20時間未満の労働者を20時間以上に、30時間未満の労働者を30時間以上に延長する場合

支給対象者	措置内容	支給額	支給対象期間
重度身体障がい者、重度知的障がい者及び精神障がい者	20時間未満 ⇒30時間以上	1人あたり54万円 （中小企業以外40万円）	1年
	20時間未満 ⇒20時間以上30時間未満	1人あたり27万円 （中小企業以外20万円）	1年
	20時間以上30時間未満 ⇒30時間以上	1人あたり27万円 （中小企業以外20万円）	1年
上記以外の障がい者	20時間未満 ⇒30時間以上	1人あたり40万円 （中小企業以外30万円）	1年
	20時間未満 ⇒20時間以上30時間未満	1人あたり20万円 （中小企業以外15万円）	1年
	20時間以上30時間未満 ⇒30時間以上	1人あたり20万円 （中小企業以外15万円）	1年

③ 正規・無期転換

有期契約労働者を正規雇用や無期雇用、無期雇用労働者を正規雇用へ転換する場合

支給対象者	措置内容	支給額	支給対象期間
重度身体障がい者、重度知的障がい者及び精神障がい者	有期雇用⇒正規雇用	1人あたり120万円 (中小企業以外90万円)	1年
	有期雇用⇒無期雇用	1人あたり60万円 (中小企業以外45万円)	1年
	無期雇用⇒正規雇用	1人あたり60万円 (中小企業以外45万円)	1年
上記以外の障がい者	有期雇用⇒正規雇用	1人あたり90万円 (中小企業以外67.5万円)	1年
	有期雇用⇒無期雇用	1人あたり45万円 (中小企業以外33万円)	1年
	無期雇用⇒正規雇用	1人あたり45万円 (中小企業以外33万円)	1年

④ 職場支援員の配置

障がい者の業務の遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置する場合

ア 職場支援員を雇用契約または業務委託契約により配置した場合

支給対象者	支給月額	支給対象期間（上限）
短時間労働者以外の者	1人あたり4万円 (中小企業以外3万円)	2年 ※精神障がい者は3年
短時間労働者（※）	1人あたり2万円 (中小企業以外1.5万円)	2年 ※精神障がい者は3年

※週所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者

イ 職場支援員を委嘱契約により配置した場合

委嘱による支援1回あたり1万円（上限あり※）

※上記アの表に示す支給対象者1人あたりの月額に、支給対象期間の月数を乗じた額が上限。

⑤ 職場復帰支援

ア 中途障がい等により休職を余儀なくされた労働者に対して、職場復帰のための必要な職場適応の措置を行い、雇用を継続する場合

支給月額	支給対象期間
1人あたり6万円（中小企業以外4.5万円）	1年

イ 上記アの措置に加え、職務転換後の職務遂行に必要な基本的な知識及び技能を習得させるための研修を実施した場合

研修に要した経費	支給対象期における支給額	支給対象期間
5万円以上10万円未満	1人あたり3万円 （中小企業以外2万円）	1年
10万円以上20万円未満	1人あたり6万円 （中小企業以外4.5万円）	1年
20万円以上	1人あたり12万円 （中小企業以外9万円）	1年

⑥ 中高年障がい者の雇用継続支援

ア 中高年障がい者（※）に対して、雇用継続のために必要な職場適応の措置を行い、雇用を継続する場合

支給額	支給対象期間
1人あたり70万円（中小企業以外50万円）	1年

※対象となる事業主に、一般被保険者等として連続して10年以上雇用され、かつ、措置開始日時点で、満45歳以上である者。

イ 上記アの措置に加え、職務転換後の職務遂行に必要な基本的な知識及び技能を習得させるための研修を実施した場合

研修に要した経費	支給対象期における支給額	支給対象期間
5万円以上10万円未満	1人あたり3万円 （中小企業以外2万円）	1年
10万円以上20万円未満	1人あたり6万円 （中小企業以外4.5万円）	1年
20万円以上	1人あたり12万円 （中小企業以外9万円）	1年

⑦ 社内理解の促進

雇用する労働者に対して、障がい者の就労の支援に関する知識を習得させる講習を受講させる場合

講習に要した経費	支給対象期における支給額	支給対象期間
5万円以上10万円未満	3万円 (中小企業以外2万円)	1年
10万円以上20万円未満	6万円 (中小企業以外4.5万円)	1年
20万円以上	12万円 (中小企業以外9万円)	1年

2 障害者職場適応援助コース

職場適応・定着に特に課題を抱える障がい者に対して、職場適応援助者(※)による支援を実施する事業主に対して支給。

※職場適応援助者とは、「ジョブコーチ」とも呼ばれ、障がいのある労働者が職場定着できるよう、障がい者、事業主及び当該障がい者の家族に対して様々な支援を行う者。

① 訪問型職場適応援助者による支援

ア 下表の日額に、支援計画に基づいた支援を行った日数を乗じた額を支給

1日の支援時間（移動時間を含む）	支給額（日額）
4時間以上の日 (精神障がい者の支援を行った場合は3時間以上)	16,000円
4時間未満の日 (精神障がい者の支援を行った場合は3時間未満)	8,000円

(注) 助成対象期間は、1年8か月（精神障がい者は2年8か月）が上限。

イ 訪問型職場適応援助者養成研修に関する受講料を事業主がすべて負担し、かつ、養成研修の修了後6か月以内に、訪問型職場適応援助者が初めての支援を実施した場合に、その受講料の1／2の額を支給

② 企業在籍型職場適応援助者による支援

ア 下表の1人あたりの月額に、支援計画に基づく支援が実施された月数を乗じた額を支給（実施する支援の回数や対象労働者の出勤割合等の条件あり）

対象労働者		支給額（1人あたり月額）			
障害の種別	雇用形態	区分	支給額	区分	支給額
精神障がい者	短時間労働者以外の者	中小企業事業主	12万円	中小企業事業主以外	9万円
	短時間労働者（※）	中小企業事業主	6万円	中小企業事業主以外	5万円
精神障がい者以外	短時間労働者以外の者	中小企業事業主	8万円	中小企業事業主以外	6万円
	短時間労働者	中小企業事業主	4万円	中小企業事業主以外	3万円

（注）助成対象期間は、6か月が上限。

※週所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者。

イ 企業在籍型職場適応援助者養成研修に関する受講料を事業主がすべて負担し、かつ、養成研修の終了後6か月以内に、企業在籍型職場適応援助者が初めての支援を実施した場合に、その受講料の1／2の額を支給

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
 厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
 TEL 0852-20-7021 FAX 0852-20-7025

初めて障がい者を雇用する中小企業のために

特定求職者雇用開発助成金 (障害者初回雇用コース)

障がい者（身体障がい、知的障がい、精神障がい等で手帳等の交付を受けている者）の雇用経験（過去3年以内に障がい者の雇用実績のない事業主）のない中小企業（45.5人～300人の事業主、除外率が適用される場合は控除後の労働者数）において、公共職業安定所等の紹介により上記障がい者を継続して雇用し、法定雇用障がい者数以上となった場合に支給されます。

支給額は1人目の対象労働者を雇用した日の翌日から起算して3か月後の日までの間に法定雇用率を達成し、奨励金の支給後も継続して雇用（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう。）されることが確実であると認められる事業主に対し、120万円が支給されます。

ただし、就労継続支援A型の事業を実施している事業主は対象となりません。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 助成金相談センター

TEL 0852-20-7029 FAX 0852-27-8525

雇用・人材

F - 22

最低賃金引き上げの影響が大きい中小企業事業主を支援するために

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

●対象者

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模100人以下の中小企業・小規模事業者

●事業及び助成内容

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

●支給要件

1 賃金引上計画を策定すること

・事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる（就業規則等に規定）

2 引上げ後の賃金額を支払うこと

3 生産性向上に資する機器・設備などの導入や、人材育成・教育訓練等を実施することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと
（(1)単なる経費削減のための経費、(2)職場環境を改善するための経費、(3)通常の事業活動に伴う経費は除きます。）

4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと など

●助成額

事業場内最低賃金をコースごとに定める引上げ額以上引き上げた場合、生産性向上のための設備投資等に要した費用に助成率を乗じて算出した額（上限額あり、千円未満端数切り捨て）を助成します。

（ ）内は生産性要件を満たした場合の助成率

コース区分	引上げ額	助成率	引上げ労働者数	上限額※1
25円コース※2	25円以上	4 / 5（9 / 10）	1人以上～	25万円～80万円
30円コース	30円以上	【事業場内最低賃金850円未満】 4 / 5（9 / 10）	1人以上～	30万円～100万円
60円コース	60円以上	【事業場内最低賃金850円以上】 3 / 4（4 / 5）	1人以上～	60万円～230万円
90円コース	90円以上		1人以上～	90万円～450万円

※1 上限額は引上げ労働者の人数によって変動します。

※2 25円コースは事業場内最低賃金850円未満の事業場が対象です。

●その他

業務改善計画（設備投資など実行計画）と賃金引上計画（事業場内最低賃金の引上げ計画）を策定し、事前に島根労働局の審査・交付決定を受けることが必要です。

お問い合わせ

厚生労働省島根労働局雇用環境・均等室

TEL 0852-20-7007

企業の人材育成と労働者のキャリア形成のために

人材開発支援助成金

職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援。

	支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額 注：() 内は中小企業以外	
					生産性要件を満たす場合※1
①	特定訓練コース	事業主 事業主団体等	以下の訓練について助成 ・労働生産性の向上に資する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能継承等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練 ・特定分野認定実習併用職業訓練 ・認定実習併用職業訓練 ・中高年齢者雇用型訓練	[OFF-JT] ・経費助成 45(30)% 【60(45)%※2】 ・賃金助成 760(380)円/時・人 [OJT※3] ・実施助成 665(380)円/時・人 ＜1年度1事業所当たり助成額は最大1,000万円※4＞	[OFF-JT] ・経費助成 60(45)% 【75(60)%※2】 ・賃金助成 960(480)円/時・人 [OJT※3] ・実施助成 840(480)円/時・人
	一般訓練コース	事業主 事業主団体等	他の訓練コース以外の訓練について助成	[OFF-JT] ・経費助成 30% ・賃金助成 380円/時・人 ＜1年度1事業所当たり助成額は最大500万円※4＞	[OFF-JT] ・経費助成 45% ・賃金助成 480円/時・人
	教育訓練休暇付与コース	事業主	有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成 事業主が長期的教育訓練休暇制度を導入し、一定期間以上の休暇取得実績が生じた場合に助成	定額助成30万円 ・経費助成(定額)20万円 ・賃金助成※5 ＜有給の場合に限る＞ 6,000円/日・人	定額助成36万円 ・経費助成(定額)24万円 ・賃金助成※5 ＜有給の場合に限る＞ 7,200円/日・人
②	特別育成訓練コース(非正規雇用労働者が対象)	事業主	以下の訓練について助成 ・一般職業訓練 ・雇用型訓練 〔・有期実習型訓練〕 ・中小企業等担い手育成訓練	[OFF-JT] ・経費助成 実費※6 ・賃金助成 760(475)円/時・人 [OJT※7] ・実施助成 760(665)円/時・人 ＜1年度1事業所当たり助成額は最大1,000万円＞	[OFF-JT] ・経費助成 実費※6 ・賃金助成 960(600)円/時・人 [OJT※7] ・実施助成 960(840)円/時・人
③	建設労働者認定訓練コース(旧建設労働者確保育成助成金)	・中小建設事業主 ・中小建設事業主団体(経費助成のみ)	・認定職業訓練または指導員訓練のうち建設関連の訓練について助成	経費助成(訓練を実施した場合): 広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成により助成対象経費とされた額の1/6 賃金助成(雇用する建設労働者に訓練を受講させた場合): 3,800円/日・人	生産性助成(1,000円)※9
	建設労働者技能実習コース(旧建設労働者確保育成助成金)	・中小建設事業主 ・中小建設事業主団体(経費助成のみ) ・建設事業主、建設事業主団体(女性建設労働者のみ)	・安衛法に基づく教習及び技能講習や特別教育 ・能開法に規定する技能検定試験のための事前講習 ・建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習などについて助成	経費助成 20人以下中小建設事業主: 75% 21人以上中小建設事業主: 35歳未満: 70% 35歳以上: 45% 建設事業主(女性労働者): 60% 賃金助成 20人以下7,600円/日(8,360円) 21人以上16,650円/日(7,315円) ()内は、受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合	生産性向上助成※9 20人以下の中小建設事業主 1人当たり日額2,000円 21人以上の中小建設事業主 1人当たり日額1,750円
	障害者職業能力開発コース	・事業主又は事業主団体	・障がい者職業能力開発訓練施設等の設置等 ・障がい者職業能力開発訓練運営費(人件費、教材費等)に対する助成	(施設等) 3/4(上限額:5,000万円、更新の場合は1,000万円) (運営費) 4/5(上限額:1人当たり17万円)(※9)	—

- ※1 特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇付与コースの長期教育訓練休暇付与制度、及び特別育成訓練コースについては、訓練開始日が属する会計年度の前年度から3年度後の会計年度の末日の翌日から5ヵ月以内に割増支給申請をした場合に、通常の支給額からの割増し分を支給します。
- ※2 以下の場合に適用されます。
 - ・雇用型訓練のうち特定分野認定実習併用職業訓練（建設業、製造業、情報通信業の分野）
 - ・若者雇用促進法に基づく認定事業主またはセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合
- ※3 雇用型訓練に限りです。
- ※4 1年度に特定訓練コースと一般訓練コースの両方を受給する場合、両コース合わせて最大1,000万円となります。
- ※5 最大150日分の日額助成とし、雇用する企業全体の被保険者数（有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者は除く）が100人未満の企業は1名分、同100人以上の企業は2名分を支給対象者数の上限とする。
- ※6 一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定。中小企業等担い手育成訓練は対象外。
- ※7 一般職業訓練を除く。
- ※8 重度身体障がい者、重度知的障がい者、精神障がい者以外は3/4（上限額16万円）、重度障がい者等が就職した場合10万円を追加支給。
- ※9 生産性向上助成は、生産性向上助成の対象となった技能実習の訓練開始日が属する会計年度の前年度から3年度後の会計年度の末日の翌日から起算して5ヵ月以内に支給申請する必要があります。

お問い合わせ

【注意】助成コースに応じてお問い合わせ先が異なります

- ①厚生労働省島根労働局職業安定部 訓練室
TEL 0852-20-7028 FAX 0852-20-7025
- ②各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 助成金相談センター
TEL 0852-20-7029 FAX 0852-27-8525
- ③各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課
TEL 0852-20-7021・7022 FAX 0852-20-7025

伝統の技術・技法を受け継ぐ後継者の確保、育成のために

伝統工芸雇用就業資金貸付金

●対象者

知事が指定する島根県ふるさと伝統工芸品製造者

●事業内容

伝統工芸品製造の後継者の確保・育成を促進し、県内の伝統工芸品を承継していくため、島根県ふるさと伝統工芸品製造の後継者を雇用した製造者に対し、研修教育費の貸付を行います。

●貸付内容

後継者育成計画の認定を条件に、(一社) 島根県物産協会を通して、研修教育費(1人当たり月5万円)を無利子で貸付します。

一定期間の継続雇用により、償還免除の制度があります。

お問い合わせ

(一社) 島根県物産協会

TEL 0852-22-5758

島根県しまねブランド推進課

TEL 0852-22-6397

FAX 0852-25-6785

物産企画グループ

FAX 0852-22-6859

雇用・人材

F - 25

仕事と子育てや介護を両立できる環境の整備や、女性の活躍を促進するために

両立支援等助成金

〈 〉内は、生産性の向上が認められる場合の額です。

①出生時両立支援コース

●対象者

雇用保険適用事業主

●事業内容

男性労働者が育児休業等を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者に育児休業を取得させたり、子の出生前後に育児や配偶者の出産支援のために取得できる育児目的休暇の制度を新たに導入後、男性がその制度を利用した場合に、事業主に一定額を助成します。

●助成内容（助成額）

		中小企業	大企業
育児休業※1	1人目	57万円〈72万円〉	28.5万円〈36万円〉
	個別支援加算	10万円〈12万円〉	5万円〈6万円〉
	2人目以降	14.25万円～33.25万円	〈18万円～42万円〉※2
	個別支援加算	5万円〈6万円〉	2.5万円〈3万円〉
育児目的休暇（1企業1回限り）		28.5万円〈36万円〉	14.25万円〈18万円〉

※1 1企業当たり1年度に10人までの支給となります。

※2 取得した育児休業期間によって助成額が異なります。

②介護離職防止支援コース

●対象者

雇用保険適用中小企業事業主

●事業内容

仕事と介護の両立支援のための職場環境整備を行い、「介護支援プラン」の作成により、介護休業の円滑な取得および職場復帰又は仕事と介護との両立支援制度の利用の支援を行い、利用者が生じた事業主に一定額を助成します。

●助成内容（助成額）

介護休業取得時	28.5万円〈36万円〉
職場復帰時	28.5万円〈36万円〉
両立支援制度の利用	28.5万円〈36万円〉

※1企業当たりそれぞれ1年度5人までの支給となります。

③育児休業等支援コース

●対象者

雇用保険適用中小企業事業主

I 育休取得時・職場復帰時

●事業内容

「育休復帰支援プラン」の作成により育児休業の円滑な取得及び職場復帰の支援を行い、育児休業取得者を原職等に復帰させた場合、中小企業事業主に一定額を助成します。

●助成内容（助成額）

育休取得時	28.5万円〈36万円〉
職場復帰時（職場支援加算あり※）	28.5万円〈36万円〉

1企業当たり2人まで（無期契約労働者、有期契約労働者各1人）の支給となります。

※業務代替労働者への職場支援等の取組みをした場合、職場復帰時に19万円〈24万円〉を加算して助成します。

II 代替要員確保時

●事業内容

育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復職させた場合、中小企業事業主に一定額を助成します。

●助成内容

支給対象労働者1人当たり	47.5万円〈60万円〉
支給対象労働者が有期契約労働者の場合	9.5万円〈12万円〉加算

1企業当たり1年度に10人までの支給となります。

●支給対象期間

5年間

III 職場復帰後支援

●事業内容

法を上回る子の看護休暇制度（有給休暇、時間単位での付与）、保育サービス費用補助制度を新たに導入し、育児休業から職場復帰後6か月以内に制度を利用させた場合、中小企業事業主に一定額を助成します。

●助成内容（助成額）

制度導入時※1		28.5万円〈36万円〉
制度利用時	子の看護休暇制度※2	取得した休暇時間 1 時間当たり1,000円〈1,200円〉
	保育サービス※3	補助した費用の2 / 3の額

※1 休暇制度等の導入または保育サービス費用補助制度のどちらか1回限りの支給となります。

※2 最初の申請から3年以内に5人まで、1年度に200時間〈240時間〉までの支給となります。

※3 最初の申請から3年以内に5人まで、1年度に20万円〈24万円〉までの支給となります。

④再雇用者評価処遇コース

●対象者

雇用保険適用事業主

●事業内容

妊娠、出産、育児、介護、配偶者の転勤又は転居を伴う転職を理由として退職した労働者が就業可能となった場合に復帰でき、適切に評価され配置・処遇される再雇用制度を導入し、再雇用者を継続雇用した事業主に一定額を助成します。

●助成内容（助成額）

	中小企業	中小企業以外
再雇用1人目	38万円〈48万円〉	28.5万円〈36万円〉
再雇用2～5人目	28.5万円〈36万円〉	19万円〈24万円〉

※上記の額を、継続雇用6か月後・継続雇用1年後の2回に分けて半額ずつ支給します。

⑤女性活躍加速化コース

●対象者

雇用保険適用中小企業事業主

※本コースでは産業に関わりなく常用労働者300人以下の企業をいいます。

●事業内容

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定して具体的に取り組み、目標を達成した中小企業事業主に一定額を助成します。

●助成内容（助成額）

47.5万円（60万円）

※ 1 企業当たり 1 回限りの支給となります。

☆ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。支給要領や『支給申請の手引き』は、順次、厚生労働省ホームページに掲載予定です。

厚生労働省ホームページ／両立支援等助成金に関するページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

雇用・人材

F - 26

事業所のドナー休暇制度導入を支援します

しまねまごころバンクドナー休暇制度導入促進助成金

●事業内容

ドナーが骨髄等の提供を行いやすい環境を整備することを目的として、ドナーが従事する事業所に対して、骨髄等の提供に要するドナーの休暇期間について、人件費相当を助成します。

●対象事業所及び支給要件

ドナーが従事する県内事業所で、以下のいずれも満たすもの

- ①従業員の骨髄等の提供に際して要する入通院に対して有給による休暇（通常の有給休暇を除く）を付与した場合
- ②就業規則等において、①の休暇が「ドナー休暇」などの名称で位置付けられている場合又は新たに位置付けた場合

●助成金

対象有給休暇付与日数×7,000円 上限：49,000円

1回の休みが1日（8時間）に満たない場合は、1日未満の付与した休暇の総時間数を8で除して得た数（1未満の端数があるときは、小数点第2位以下は切り捨て）とする。

支給要件・支給手続き等の詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ

(公財)ヘルスサイエンスセンター島根 しまねまごころバンク
〒693-0021 島根県出雲市塩冶町223-7
TEL 0853-22-2556 FAX 0853-25-8823
ホームページ <http://www.hsc-shimane.jp/transplant/786>

出産後も働きつづけられる職場環境づくりを支援するために

出産後職場復帰奨励金 (中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業)

従業員が出産・育児のために仕事をやめることなく、出産後復職しやすい職場環境づくりを推進し、中小・小規模事業者等の県内事業所での継続雇用の拡大を図ります。

●事業内容

中小企業事業主等に対して、従業員が出産後復職し、職場復帰後3か月以上の勤務をした場合、奨励金を支給します。

●対象事業者

島根県内に本社（または主たる事業所）がある中小・小規模事業者等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象）

●支給要件（共通要件）

- ・従業員数50人未満の県内の事業所（本支店、営業所等）
- ・就業規則等で育児休業の取得が明文化されていること
- ・従業員の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと

＜令和2年4月1日以降に産前休業の取得を開始した場合＞

(1) 支給要件

- ・育児休業を3か月以上取得し、職場復帰した従業員を3か月以上雇用していること

(2) 支給額

- | | |
|-------------------|---------------------------------------|
| ①従業員数30人未満の事業所 | 20万円／人（新規支給事業所の1人目のみ）
10万円／人（上記以外） |
| ②従業員数30～50人未満の事業所 | 10万円／人 |

＜令和2年3月31日までに産前休業の取得を開始した場合＞

(1) 支給要件

- ・産前産後休業又は育児休業を取得し、職場復帰した従業員を3か月以上雇用していること

(2) 支給額

出産後復職した従業員の休業期間が

- | | |
|-------------------|--------|
| ①育児休業17か月以上 | 40万円／人 |
| ②育児休業3か月以上17か月未満 | 20万円／人 |
| ③育児休業3か月未満または産休のみ | 10万円／人 |

お問い合わせ

松江商工会議所 TEL 0852-25-2556
 島根県商工会連合会（本所） TEL 0852-21-0651
 （石見事務所） TEL 0855-22-3590
 島根県政策企画局 女性活躍推進課
 TEL 0852-22-5245 FAX 0852-22-6155
 E-mail josei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp

子育てしやすい柔軟な働き方ができる職場環境づくりを支援するために

子育てしやすい職場づくり奨励金 (子育てしやすい職場づくり促進事業)

子育てしやすい柔軟な働き方ができるよう、時間単位の有給休暇制度や短時間勤務制度等の導入、制度を利用しやすい風土づくりを促進します。

●事業内容

子育てしやすい柔軟な働き方ができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

●対象事業者

島根県内に本社（または主たる事業所）がある中小・小規模事業者等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象）

●支給要件

・従業員数50人未満の県内の事業所（本支店、営業所等）

次のいずれかの制度を令和2年4月1日以降に導入し、子育てをしている（小学6年以下の子どもがいる）従業員の一定の利用実績があること。

ア 時間単位の有給休暇制度

イ 短時間勤務制度（3歳未満を除く）

【代替制度：フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ】

●支給申請期間

対象となる従業員が要件を満たした日の翌日から起算して6か月以内

●支給額

10万円／1制度導入 上限額：20万円

※1事業所につき支給要件のア、イそれぞれ1回限り

お問い合わせ

松江商工会議所

TEL 0852-25-2556

島根県商工会連合会（本所）

TEL 0852-21-0651

（石見事務所）TEL 0855-22-3590

島根県政策企画局 女性活躍推進課

TEL 0852-22-5245 FAX 0852-22-6155

E-mail jousei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp

雇用・人材

中途採用の拡大や移住者の採用、起業による雇用機会の創出に向けて

中途採用等支援助成金

(中途採用拡大コース・U/Iターンコース・生涯現役起業支援コース)

1 中途採用拡大コース

これまで労働者の採用を新規学校卒業者中心に行ってきた事業主が、中途採用者の人事評価、賃金、処遇の制度を整備したうえで、①採用者に占める中途採用者の割合の拡大、又は②45歳以上の中高年労働者を初めて採用することを通じて中途採用の拡大を図った場合に助成を行うとともに、中途採用の拡大を図った後、生産性向上が図られた場合に助成します。

対象中途採用者に適用される雇用管理制度を整備するための計画を策定し、計画期間内に制度を整備し計画を達成することが必要です。

中途採用計画期間は中途採用率拡大については1年間、45歳以上初採用については1年以下の期間で事業主が定める期間になります。

【中途採用率拡大】

計画期間の初日の前日から起算して3年前の日から計画期間の初日の前日までの中途採用率が50%未満であること。

支給対象者を2人以上雇い入れること。

中途採用率を20%以上引き上げること。

【45歳以上初採用】

計画期間の初日の前日以前に、申請事業所で雇い入れ日において45歳以上の中途採用者を雇い入れたことがないこと。

45歳以上の支給対象者を1人以上雇い入れること。

【生産性向上助成】

計画期間の初日が属する会計年度の前年度とその3年度後の会計年度との比較において、生産性の伸び率が6%以上であること。

【助成額】

		中途採用率の拡大を図った場合		45歳以上の者を初めて採用した場合 (60歳以上の者を初めて採用した場合)
		20ポイント以上 40ポイント未満向上	40ポイント以上向上	
助成額		50万円	70万円	60万円 (70万円)
うち期間前の中途採用率 が0%であった場合		上記に加えて10万円		
生産性要件を満たした 場合の上乗せ助成額		25万円		30万円

2 U/Iターンコース

地方公共団体が実施する移住支援事業により移住した者を雇い入れた事業主に対して、その採用に要した経費を助成します。

助成金の活用にあたっては、中途採用等支援助成金計画書を計画開始2か月前までに労働局長の認定を受けることが必要です。

計画期間（6か月から12か月以内）内に、1人以上の移住者（地方創生

推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を新たに継続して雇用する労働者として雇い入れること。地方公共団体が開設するマッチングサイトに求人（移住支援金の対象として掲載されたもの）を掲載した事業主であること。

【支給額】

事業主が対象労働者の雇入れのために計画期間内に募集・採用パンフレット、自社ホームページの作成経費、就職説明会等の実施経費の3分の1（中小企業事業主2分の1）を乗じた額（上限100万円）

3 生涯現役起業支援コース

中高年齢者等が起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員（中高年齢者等）の雇入れに伴う雇用機会の創出について、雇用創出措置の実施に係る助成をします。

【主な支給要件】

- 1 起業者が起業した法人または個人事業の業務に専ら従事すること。
- 2 起業基準日（起業の始期）における起業者の年齢が40歳以上であること。
- 3 起業基準日から起算して11か月以内に「雇用創出に係る計画書」を提出し、労働局長の認定を受けていること。
- 4 計画期間内に、60歳以上の対象労働者を1人以上又は40歳以上60歳未満の対象労働者を2人以上若しくは40歳未満の対象労働者を3人以上（40歳以上の対象労働者を1人新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる場合にあっては40歳未満の対象労働者を2人）を雇い入れること。

【助成対象経費】

計画期間内に行った雇用創出措置に要した費用で、計画期間の初日から支給申請日までに支払った費用

- 1 対象労働者の募集・採用に関する費用
- 2 対象労働者の教育訓練に関する費用

【助成額】

雇用創出措置分

起業者の年齢が60歳以上の場合：助成率2／3 上限200万円

起業者の年齢が40歳以上60歳未満の場合：助成率1／2 上限150万円

※助成対象経費ごとに助成額の上限があります。

生産性向上助成

計画書を提出した日の属する年度の会計年度とその3年後の会計年度の生産性が6％以上伸びている場合、雇用創出措置助成額の1／4

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

受動喫煙防止対策助成金

●事業内容

喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室及び屋外喫煙所の設置・改修に係る経費のうち、工事、設備費、備品費、機械装置費などの2分の1（飲食店は3分の2 上限100万円）を助成します。

●対象となる事業主

(1) 労働者災害補償保険の適用事業主

(2) 中小事業主（下図参照）

※「労働者数」か「資本金」のどちらか一方の条件を満たせば、中小事業主となります。

業 種		常時雇用する労働者数*	資本金*
小 売 業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービ ス 業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5,000万円以下
卸 売 業	卸売業	100人以下	1 億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下	3 億円以下

●助成対象

(1) 一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費

(2) 一定の要件を満たす屋外喫煙所の設置に必要な経費

(参考) 各措置の違い

助成対象	要 件	喫煙以外での使用
喫煙専用室を 設置・改修する場合	○入口における風速が毎秒0.2m以上 ○煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。 ○煙を屋外又は外部の場所に排気すること。	不可
指定たばこ専用喫煙室※ 設置・改修する場合	○入口における風速が毎秒0.2m以上 ○煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。 ○煙を屋外又は外部の場所に排気すること。	可
屋外喫煙所を 設置・改修する場合	○事業場の屋内を全面禁煙とすること。 ○煙を屋外又は外部の場所に排気すること。 ○喫煙所の直近の建物の出入口等における浮遊じん濃度が増加しないこと。	不可

※事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店などの第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部であって、加熱式たばこのみ喫煙をすることができる場所として定めたもの

●その他

- ・本助成金は、工事の実施前に申請が必要です。
- ・必要以上の性能を有する機械設備、高価な材料を用いた事業は、減額の対象となります。
- ・詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

お問い合わせ

厚生労働省島根労働局労働基準部 健康安全課

TEL 0852-31-1157

雇用・人材

F - 31

労働時間等の設定の改善により、仕事と生活の調査に取り組む
中小企業事業主の皆様へ

働き方改革推進支援助成金（時間外労働等改善助成金より改称）

①労働時間短縮・年休促進支援コース

●助成概要

労働時間の縮減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備のための取り組みとして、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成

●対象事業主

中小企業事業主

●助成率

費用の3 / 4

※事業規模30人以下で労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4 / 5

●上限額

25万円～250万円

（賃金引上げを実施した場合、上限額に最大240万円を加算）

※成果目標の達成状況により上限額が異なります

【成果目標】

- (1) 全ての対象事業場において、月60時間を超える36協定の時間外労働時間を縮減させること
- (2) 全ての対象事業場において、所定休日を1日から4日以上増加させること
- (3) 交付要綱で規定する特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇）のいずれか1つ以上を全ての対象事業場に新たに導入すること
- (4) 時間単位の年次有給休暇制度を、全ての対象事業場に新たに導入させること

●支給対象となる取り組み（☆）

就業規則等の作成・変更、労務管理担当者や労働者に対する研修、外部専門家によるコンサルティング、人材確保に向けた取り組み、労務管理用機器等の導入・更新、労働能率の増進に資する設備の導入・更新

②勤務間インターバル導入コース

●助成概要

勤務間インターバル制度を導入するための取り組みとして、外部専門家によ

るコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成

●対象事業主

中小企業事業主

●助成率

費用の 3 / 4

※事業規模30人以下で労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は 4 / 5

●上限額

インターバル時間数	上限額
9 時間以上11 時間未満	80万円
11 時間以上	100万円

(賃金引上げを実施した場合、上限額に最大240万円を加算)

●支給対象となる取り組み

☆と共通

③団体推進コース

●助成概要

中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取り組みに対して、その経費を助成

●対象

中小企業の事業主団体など

●助成率

定額

●上限額

500万円（都道府県又はブロック単位で構成する傘下企業数10社以上の事業主団体の場合は1,000万円）

●助成対象

市場調査の事業、新ビジネスモデルの開発・実験の事業、材料費・水光熱費・在庫などの費用の低減実験（労働費用を除く）の事業、展示会の開催・出展の事業、好事例収集・普及啓発の事業、構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備の導入・更新の事業 など

④テレワークコース

●助成概要

在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対してその経費の一部を助成

●対象事業主

中小企業事業主

●助成率

1 / 2 ～ 3 / 4

●上限額

200万円～300万円

●お問い合わせ先

テレワーク相談センター 0120-91-6479

※各コースにはここに記載されている以外に詳細な要件が定められています。
詳細は厚生労働省HPをご覧ください。
また、新型コロナウイルス感染症対策にかかる特例的なコースについては、別途お問い合わせください。

お問い合わせ

厚生労働省島根労働局雇用環境・均等室
TEL 0852-20-7007

働き方改革と魅力ある職場づくりに向けた総合的支援を行います

多様な人材の活躍を目的とした支援パッケージ

1. 事業趣旨

県内企業における「働き方改革」を推進し、従業員がいきいきと働き続けられる魅力ある職場づくりを推進するための支援を行います。

職場環境の改善のため、自社の課題に応じて3つのコースから必要な支援内容を選択することができます。

2. 事業の概要

(1) 「しまねいきいき職場宣言」について

●内容

企業は各社それぞれの立場から、魅力ある職場づくりに向けた取り組みの宣言を行い、県は広報媒体等を活用して取り組みのPRを行います。

詳細は多様な就業推進室ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/tayo-syugyo/>

●対象

県内に本店、支店、営業所等が所在し、県内において事業活動を行い、常時労働者を雇用する企業等であり、労働関係法令を遵守していること。

●申請・登録先

島根県商工労働部雇用政策課 多様な就業推進室 いきいき職場づくり推進グループ

(2) 支援内容

※以下の支援制度は「しまねいきいき職場宣言」宣言企業を対象としています。

①職場づくり支援コース（しまねいきいき職場づくり支援アドバイザー派遣）

●対象

県内に主たる事業所を有する従業員50人未満の企業等

●支援内容

労務管理全般について専門的な知識を有するアドバイザー（社会保険労務士）を派遣し、以下の内容について助言、相談及び情報提供を行います。

ア 就業規則の作成や見直しに関する相談及び情報提供

イ 労務管理改善事例等を活用した助言及び指導

ウ 法改正や「働き方改革」への対応に関する支援や情報提供

●支援上限

1社あたり3回（標準所要時間：2時間／回）

②人づくり支援コース（社内研修経費の助成）

●対象

県内の中小企業等

ア 従業員50人以上

- ・補助事業を実施する年度の前年度から起算して過去3年度間に新規採用の実績がある場合で、同期間内に採用3年以内の社員の離職があったこと。
- ・補助事業を実施する年度の前年度から起算して過去3年度間に新規採用の実績がない場合で、補助事業を実施する年度に採用の実績があること、又は今後1年以内に新規採用の見込があること。

イ 従業員50人未満

補助事業を実施する年度の前年度から起算して過去3年度間に新規採用の実績があること、または補助事業を実施する年度に新規採用がある、あるいは今後1年以内に新規採用の見込があること。

●助成内容

勤務時間内に人材育成計画（キャリアマップ）に基づいて計画的に実施される社内研修の実施に要する経費の一部を助成します。（補助対象経費：外部講師謝金、会場借上料、教材費等）

●補助率

1／2

【補助限度額】80万円（②と③の合計）

③就労環境改善コース（環境整備経費の助成）

●対象

②に同じ

●助成内容

多様な人材が活躍できる職場環境を整備するため、長時間労働の縮減や職場のコミュニケーション促進等に資する事業を実施する際に要する経費の一部を助成します。（補助対象経費：労務管理用機器やソフトウェアの購入費、労働能率向上のための設備・機器等のハード導入経費、及び外部コンサルティング料、調査委託費用、消耗品費、印刷製本費、外部研修参加費等のソフト事業経費）

●補助率

ハード1／3、ソフト1／2

【補助限度額】80万円（②と③の合計）

「しまねいきいき職場宣言」申請・登録

- 企業名・宣言内容を県ホームページ及び県広報媒体等により周知・広報（宣言内容については非公開とすることもできます）
- 事業所内での周知に活用できる「宣言書」を県から贈呈
- 企業の取り組みを支援する「多様な人材活躍支援パッケージ」の活用



「多様な人材活躍支援パッケージ」による支援

- 課題は明らかだがノウハウ・知識がない
- 取り組みに要する資金が不足している

労務管理
の見直し

①職場づくり支援コース

「しまねいきいき職場づくり支援アドバイザー」（社会保険労務士）を企業に派遣し、従業員がいきいきと働きやすい職場づくりに向けた労務管理の見直し等を助言する。
【申請先】 商工会議所、商工会（県補助事業）

上限3回／社

体系的な
人材育成

②人づくり支援コース

従業員のキャリア形成及び魅力ある職場づくりを目的とした社内研修に要する経費の一部を補助し、働きがいの向上や従業員の定着を支援する。
【申請先】 県多様な就業推進室

上限2コース80万円／社

多様な
働き方の
推進

③就労環境改善コース

多様な人材が働きやすい職場づくりを目的として、長時間労働の縮減や職場のコミュニケーション促進を図る事業に要する経費の一部を補助する。
【申請先】 県多様な就業推進室

お問い合わせ

【注意】 支援コースによってお問い合わせ先が異なります

①職場づくり支援コース

最寄りの商工会議所・商工会（巻末の一覧表参照）
又は島根県商工会連合会（TEL 0852-21-0651）

②人づくり支援コース、③就労環境改善コース

島根県商工労働部 雇用政策課 多様な就業推進室
TEL 0852-22-6562

女性活躍

F - 33

子育て・介護をしながら働き続けやすい職場づくりを支援します

女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金

●事業内容

県内企業における女性活躍や仕事と生活の両立に向けた取組みを促進するため、女性の就業環境の整備や従業員のワーク・ライフ・バランスの推進につながる優良な取組みを支援します。

●補助対象事業者及び補助金額等

補助対象事業者	補助対象経費	補助上限額	補助率	補助期間
○次のいずれにも該当すること ・「しまね女性の活躍応援企業」登録企業であり、かつ、「こころカンパニー」認定企業であること ・県内に本社をおく従業員数300人以下の企業であること ・雇用保険適用事業主であること ・計画に複数の取組内容が記載されていること  	計画に記載された数値目標に係る取組みを実施するために必要な経費	150千円 ～ 1,333千円	①小規模企業または主たる事業所を中山間地域・離島に有する中小企業事業主 2／3以内 ②①以外の事業主 1／2以内	交付決定の日から3月末まで

●補助事業例

ハード：キッズスペース整備

テレワークや勤務シフト作成支援システムの導入

ソフト：セミナー開催、資格取得、コンサルティング

◇しまね女性の活躍応援企業及びこころカンパニーについては本書P.219、P.217参照

お問い合わせ

島根県政策企画局 女性活躍推進課

TEL 0852-22-5245 FAX 0852-22-6155

E-mail josei-katsuyaku@pref.shimane.lg.jp